

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた方を対象に 各種証明書の手数料を免除します

新型コロナウイルス感染症の拡大に係る、**各種支援制度等の手続きで必要となる**、戸籍関係証明書、住民基本台帳関係証明書、印鑑登録証明書、市税に関する各種証明書等の交付手数料を免除します。

1 手数料を免除する証明書の種類

- (1) 住民票の写し（除票を含む）
- (2) 住民票記載事項証明書
- (3) 印鑑登録証明書
- (4) 戸籍（全部・個人）事項証明書
- (5) 除籍（全部・個人）事項証明書
- (6) 納税証明書
- (7) 課税額証明書（非課税証明書）
- (8) 固定資産税台帳記載事項証明書（評価・公課証明書）
- (9) その他、市税に関する各種証明書

2 免除を行う期間

令和2年5月15日から当分の間

3 取扱窓口等

- (1) 各区役所区民課、各支所区民センター、各区役所出張所
- (2) 各行政サービスコーナー
- (3) 郵送請求事務センター
- (4) 各市税事務所・市税分室
- (5) 各区役所・支所の市税証明発行コーナー

※郵送請求事務センターでは、印鑑登録証明書の取り扱いはしていません。

※コンビニ交付は、申請時に利用目的・用途を確認できないことから免除となりません。

4 その他

現在、市内各区役所・支所の窓口が非常に混雑しております。新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、郵送での請求を御検討くださいますようお願いいたします。

5 申請の方法

証明交付申請書の利用目的欄又は余白に「新型コロナウイルス感染症に伴う融資や貸付制度等の申請に利用する旨、及び各種支援制度名・提出先」等を記載していただきます。

6 証明書への押印

交付する各種証明書には、利用用途を限定するため次のゴム印を押印します。

新型コロナウイルス感染症に係る各種支援制度等専用

7 免除の根拠

川崎市手数料条例第7条第3号

8 対象となる制度

新型コロナウイルス感染症に伴う経済対策のために、行政・民間が実施する制度については原則として無料とします。

《支援制度の一例》

実施主体	制度名
川崎市	川崎市中小企業融資制度
神奈川県社会福祉協議会	福祉資金 緊急小口資金（特例貸付）
	総合支援資金 生活支援費（特例貸付）
日本政策金融公庫	新型コロナウイルス感染症特別貸付（中小企業事業）

【問合せ先】

＜住民票の写し、印鑑登録証明書、戸籍謄本等に関する各種証明書の手数料免除について＞

川崎市市民文化局市民生活部戸籍住民サービス課 渡辺 電話 044-200-2734

＜市税に関する各種証明書の手数料免除について＞

川崎市財政局税務部市民税管理課 猪股 電話 044-200-2218